



弁護団だより



みんなして



No.60 発行 2017年1月
 「生業を返せ、地域を返せ！」
 福島原発事故被害弁護団
 TEL : 03-3379-6770

【最近の動き】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
01月27日 東芝、原発新規受注を見なおすと事業方針の転換を発表	01月08日 弁護団会議（東京）
01月28日 政府、福島市、いわき市、西郷村の側溝汚泥撤去に交付金を交付方針	01月12日 原告団・弁護団合同会議（郡山市）
01月29日 民進党、原発ゼロ基本法案の提案を検討	01月13日 公害団体合同旗びらき（東京）
01月31日 JR東日本、常磐線小高～浪江間の運転再開を解除にあわせるとの方針	01月15日 弁護団会議（東京）
	01月28日 原発被害者訴訟原告団全国連絡会（東京）
	01月30日 第23回期日（福島地裁）

私達の思い

原告団長 中島 孝

年が明けました。今年は結審、そして年内には判決が出る見通しです。原発にはもはやどんな道理もないのに、原発推進に舞い戻ろうとする非を断罪できるか、最終段階です。

二本松にある安達農民連の真新しい事務所は、木材をむき出しで使ったあたたかな空間です。しかも冬には、薪を燃やしてボイラーで沸かした湯を床下の配管を巡らせて温める「オンドル」式床暖房なので、板張りの床が暖かく、寝そべていたくなります。

農民連県会長の根本敬さん宅でも、リフォームして同じものを設置し、快適冬生活です。自宅のまわり



りには薪が積み上げられていますが、その木は山から切り出します。すると、間伐の効果で、日当たりも風通しも良い管理の行き届いた、まさに資源の「山」となります。農民連では、こうした森林活用をドイツに通って勉強する計画だと話します。

「灯油を燃やせばCO₂だけでなく、お金が地域から流出する。地域資源を活用すれば、地元に戻るお金が俄然増える」。なるほど、それは楽しいというらやましくなりました。

そのドイツでは、日本よりも森林面積が狭いにも拘

らず、自動車産業よりも林業従事者数の方が多いと、原告団企画で講演をいただいた藻谷浩介さんの「里山資本主義」にあります。マイスター資格を持った従業員がカッコいい制服を着て、森林管理や関連産業でいきいき働く姿は、本当にうらやましいと。

太陽光発電にとどまらず、バイオマスや風力、波力、地熱など、再生可能エネルギーについて、多くの専門家がこれまでの到達と今後の大きな発展の可能性を述べています。新しいエネルギー分野は、多くの雇用が見込めるのも大事な点。非正規雇用が増え、貧困と格差拡大が深刻ですが、収入が減り生活に困難があっては、家族を持つことすら叶わなくなります。正規雇用を増やす政策が必要です。

いまの社会の閉塞は、目先の企業の儲け最優先、主体的長期政策なしという国と財界の無分別にその原因があります。沖縄も原発も、その無分別から来ています。

戦争の抑止と言って戦争の準備をする。「テロを防ぐ、平和を守る、で押し切れる。平和外交なんて、儲けを逃がすだけ」と考えているかのようです。

原発だって、破たん産業なのに成長のためだと言い募る。「時間がかかり儲けも薄い再生可能エネなんて、とても構っちゃられない。この際ウソで固めてやってしまえ」、というわけか。しかし、この道は明らかに袋小路です。

生業訴訟が目指すのは、こういう行き詰まりから少しでも早く抜け出し、明るい展望をみんなで共有できる社会の扉を開くことです。政府のウソを見抜いて、無用に難渋することなく、社会の構成員すべてが希望を持って働き、勉強し、幸せを享受できる社会の入口を開くことです。原発事故の苦難を身をもって味わっている被害者だからこそやらなければならぬ、あるいはできる仕事です。

生業訴訟は3月に結審、秋ごろに判決が見通されます。ここまで優勢に進めてきた裁判を勝ち切るためには、今取り組んでいる公正判決を求める署名の積み上げが本当に大事です。

震災以来、みなさんが味わってきた苦難とは、一体何だったか。何を我々は残すべきか。一人ひとりの6年を結実させるときです。正義の判決を勝ち取るため、ともに頑張りましょう。



2017年の年頭所感

生業訴訟弁護団 共同代表 安田純治

生業訴訟の年内判決が予想される年のはじめにあたり、確認しておきたいこと、ひとつ、ふたつ。

第1、人民の安寧は最高の法である（モンテスキュー・法の精神）。

原発は、その存在自体が人民の安寧を脅かすものであり、福島原発は、実際に、人民の安寧を破壊した。

最高の法は侵害されたのである。

侵害された法は回復されなければならない。

裁判所の役割はここに在り、これ以外にはない。

立法・行政は、時の政治的利害や経済的環境によって動かされることがあるが、司法は、人民の安寧は最高の法、という立場を固守して譲らないところに、その存在理由がある。

私たちは、裁判所が中立・公正であることを期待する。そして、人民の安寧と、これを破壊する存在との間に、等距離の中立などあり得ないことを確認しよう。

第2、裁判に提出された請求原因事実は、歴史的事実そのものではない。故意・過失、損害、因果関

係などの法的手法で分解され、再構成された、いわゆる要件事実であり、証拠もまた、訴訟のルールの枠内で選択されたものである。こんなことは、職業として訴訟にたずさわる者の常識だが、その常識の中に陥穴がひそんではいないだろうか？ 争点をしぼり、証人の数や検証の場所をしぼる過程で、こぼれ落ちる「珠玉の真実」がありはしないか、と恐れる気持を失ってはならない。選び抜かれた数人の証言の背後には、訴訟に加わる気力さえ失った数百万の無告の民が居ることを忘れてはならない。このことを忘れて被害者の証言を聞くと、被害感情過多な特殊体験と聞き流すことになる。

加害者と被害者の利害調整の手法として、受忍限度論・危険性の許容限度論・相当因果関係論などがあるが、すくなくとも公害裁判においては、人民の安寧は最高の法である、という法の精神を愚直に守るべきであって、被害者と加害者がこの辺で折り合ってはどうか、というような裁判は、司法の自殺行為であるというべきである。このことを私たちは説得し切れたであろうか、改めて確認しよう。

いま判決の年をむかえて

—— 3. 11と新しい「市民」の出現

弁護団共同代表 菊池 紘

この3月である3月11日から6年目を迎えようとしている。

3. 11はそれまでの古い政治と社会のあり方はそのまま続けられないこと、転換は避けられないことを、多くの人々に自覚させた。それにもかかわらず事態のその後の展開は、旧来の方向をすすめる政権とこれを支持する政治勢力および大企業、そしてなんの反省もなく無責任に同じ道を歩む原子力利益共同体の跋扈を許しているようにも見える。しかし他方で、3. 11以後の歴史的転換は、あたらしい市民がみずからの言葉で官邸前、国会前、そして各地で声をあげるようになったことだ。官邸前で再稼働反対・原発ゼロを求める市民の行動は、瞬く間に全国に広がった。この福島県でも。

そしてこの動きは、60年安保以来の高揚を見せた戦争法反対の広範な行動に引き継がれ、それはまた昨年の参議院選挙で野党と市民の共同の候補者の躍進・当選に結びついた。そしていま今年中にも予想される衆議院選挙で国政の方向を決定づけようとしている。あきらかに市民が社会を動かす時代が始まろうとしているのだ。



3. 11後に表に躍り出た市民とはどういう人々を指すのだろうか。この市民の範疇について三つのことがあげられている。ひとつは自立性であり、ふたつには公共性、みつには能動性だという。市民は匿名の大衆の一部としてではなく、自ら自主独立の気概をもって自律的に活動する（自立性）。市民はみずから主権者であることを自覚して一般意志のために行動する（公共性）。そして市民は、受動的ではなく能動的に、自ら積極的に社会に働きかけ、状況参加する存在である（能動性）という。

原告団の4000人のそれぞれは、この3. 11後に躍り出た市民と、まったく同じとはいえないとしても、その基礎においてあい通じるところがあると思う。原告のひとり一人は、原発爆発の悲惨に直面し、その痛苦の経験の中から、自立し、能動的にみずから立ち上がっているからだ。まったく無責任に原発を推進したうえに、3. 11以後に及んでもあえて同じ道を進めようとする厚顔な者達に対し、

自らの言葉で、これを許さないことを言あげし、司法を通じて国と東京電力の責任を明確にして、それを通じて完全な賠償となによりも「生業と地域を取り戻す」ことを要求しているからだ。

提訴から5年、いよいよ判決の年。国と東電の責任を明らかにする判決、そして「福島切り捨て」を許さず中間指針をうちやぶる被害救済の判決を実現するため、緩みなく全力を投入しよう。

生業訴訟第24回期日（3月21日）のお知らせ

2017（平成29）年3月21日（火）、福島地方裁判所で第24回目の口頭弁論が開かれます。今回の期日をもって、生業訴訟第1陣訴訟は結審となる見込みです。そして、今回は3月20日（月）の夜に、前夜集会も開催いたします！

また、法廷外集会では、久しぶりの模擬裁判を開催し、法廷での意見陳述を再現いたします。

皆様、お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください！！

<3月20日・21日のスケジュール>

【3月20日】

ラコパふくしま会議室ABC

前夜集会 18時30分～

リリーススピーチ 各原告団、支援など



【3月21日】

当日デモ 3月21日午前

※ルートについては原告団で検討中

裁判所包囲行動

文化センター小ホール

法廷外集会 14時00分～

意見陳述書の代読形式による法廷再現

報告集会 17時00分～

※最新情報は、弁護団ホームページ等をご確認ください

★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

・ホームページ ⇨ <http://www.nariwaisoshou.jp/>

・facebook ⇨ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>

・Twitter ⇨ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）



題字「みんなして」は、筑井誠さんの筆によるものです。